

## 総合評価落札方式における「技術提案等資料」の作成にあたっての注意事項（住宅都市局）

入札公告で複数の施工実績を求める場合は、その複数の施工実績のすべてを満足する場合を評価の対象とします。また、複数の施工実績の発注機関が異なる場合の加算点は、最も低いものとします。ご注意ください。

次に、総合評価落札方式一般競争入札の際に提出していただいている「技術提案等資料」につきまして、記入間違い、資料の添付忘れなどのミスが見受けられます。主な注意点を以下にまとめましたので、ご確認のうえ資料の提出をお願いします。

① 「技術提案等資料作成の手引き」をよくお読みいただき、記載事項に間違いがないか、必要な資料が添付されているかなど、提出内容をよく確認して下さい。

例)

- ・ 同種工事の内容が確認できる資料を必ず添付して下さい。コリンズ登録のある工事については、該当するコリンズの登録内容の写しを必ず添付して下さい。
- ・ 提出済みにチェックした場合は、記載された工事名と、実際に提出済みの工事名が異なることのないように注意して下さい。

② 既に提出済みの【様式3-2】、【様式3-3】、【様式5】、【様式6】の記載内容及び資料は、変更・更新が可能です。提出済みの内容に不安がある場合は、「技術提案等資料作成の手引き」にしたがって、新しい資料を提出することができます。

③ 入札結果に記載された評価点が、想定された評価点と異なり、その理由を確認したい場合は、財政局工事契約課に書面にて請求して下さい。評価の理由について書面により回答いたします。（書面の様式については、財政局工事契約課にお尋ね下さい。）なお、入札結果の公表があった日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に請求していただく必要がありますのでご注意ください。

別添のチェックリストも参考にして下さい。記入間違い、資料の添付忘れなど、ミスのない資料を提出していただけますよう、よろしく申し上げます。

問い合わせ先 \_\_\_\_\_

住宅都市局監理指導室 \_\_\_\_\_

TEL (972-2914) \_\_\_\_\_

## 【参考】チェックリスト

特に注意すべき点・誤りの多い点を以下に記載しましたので、資料の作成・提出の際には注意して下さい。

- 同種工事以外の工事を包含している場合は、同種工事であることがわかる図面及び工事請負代金内訳書等の施工実績がわかる資料が添付されていますか。
- 【様式3-2】、【様式5】、【様式6】を「提出済み」としている場合、提出済みの工事名は合っていますか。
- 【様式3-2】、【様式6】を「提出済み」としている場合、提出済み資料の有効期限（ISO・エコ事業所など）は切れていませんか。
- 配置予定技術者を記入している場合、その技術者を本工事に配置することはできますか。他の工事に従事していませんか。
- 各様式に記入漏れや誤記はありませんか。
- 【様式5】に記入した内容を確認できる資料が添付されていますか。
  - ① 災害協定に基づく防災訓練の実績がある場合は、
    - ・災害協定書の写し
    - ・協力会社であることを証明する書類の写し
    - ・活動報告書（参加して活動した内容が確認できる訓練要領、スケジュール表、参加者名簿、写真等）を必ず添付して下さい。
  - ② ボランティア活動は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間に継続して行った場合が評価の対象です。継続して行ったことを確認できる、
    - ・活動報告書（日付・活動場所・参加者名・活動内容）
    - ・活動範囲図（活動範囲のわかる位置図）
    - ・活動写真を毎回の活動としてわかるように必ず添付して下さい。